

令和7年4月1日
たやす腎クリニック
院長 陀安 智也

ベースアップ評価料（I）算定のお知らせ

当院では令和7年4月より「ベースアップ評価料（I）」の算定を開始しております。

これは、医療従事者の処遇改善を目的とした制度であり、質の高い医療サービスを安定的に提供する体制を維持するためのものです。

本評価料の算定に伴い、診療費の中に点数が加算されますが皆様にはご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしく
お願い申し上げます。